

女子差別撤廃委員会からの勧告を含む最終コメントを踏まえた対応について

平成17年7月15日
男女共同参画会議
監視・影響調査専門調査会

当専門調査会においては、「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について」(平成16年7月28日男女共同参画会議意見)3(1)を踏まえ、平成15年8月7日に公表された標記コメントに対する取組の状況について、改めて各府省からの説明聴取(別紙)を行ったところであるが、今後、標記委員会に対する次回定期報告(以下「報告」という。)の準備及び更なる取組を行うに当たっては、以下の意見を踏まえられたい。

- 1 報告全般について、女子差別撤廃委員会からの勧告に係る施策によりもたらされた効果(いわゆるアウトカム)もできる限り盛り込まれたい。
- 2 間接差別について、雇用分野における検討に関する早期の結論を期待したい。また、引き続き間接差別全般に関して事例を収集するとともに、女子差別撤廃条約及び男女共同参画社会基本法の関連規定に関する広報に努められたい。
- 3 メディアにおける女性の人権の尊重について、ゲーム、インターネットサイト等に関する団体も含めて意見交換を行われたい。
- 4 いわゆるマイノリティ及び人身取引について、各府省が把握している関連データを取りまとめ、報告に盛り込まれたい。
- 5 婚姻適齢の男女統一、再婚禁止期間の短縮及び選択的夫婦別氏制度について、引き続き国民の理解が深まるよう努められたい。
- 6 選択議定書について、引き続き批准の可能性を早期に検討されたい。